

第 2 1 9 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成26年 8月 8日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

復代理人よりの住民票の写し交付申請に基づき、行政書士法（昭和26年法律第 4号。以下「法」という。）第 8章雑則第19条業務制限の規制を知らずながら、出先の熱田区役所内「証明書交付センター（郵送受付分）」で先例、前例のみの判断で交付をつづける事は、市民・納税者側からみれば犯罪行為の追認そのものである。市民経済局地域振興部住民課長の上司にあたる市民経済局地域振興部長（以下「地域振興部長」という。）が直接に指揮と命令にあたらない根拠の分かるもの。

2 同月19日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

3 同月26日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭での意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関が法に違反することを知った以上、地域振興部長が関与していないことはありえず、本件公開請求に係る行政文書は存在するはずである。実施機関の弁明は、説明義務及び「法と正義」に反するものである。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

異議申立人が主張する、復代理人による交付申請に係る法第19条に違反するという指摘（以下「本件指摘」という。）については、地域振興部長へ口頭で説明している。

また、異議申立人が求めている地域振興部長が指揮、命令にあたらぬ根拠が分かる文書は作成しておらず本件行政文書は存在していない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件異議申立ての対象となる行政文書について

(1) 異議申立人が請求している行政文書は、本件指摘について、地域振興部長が直接に指揮及び命令にあたらぬ根拠のわかる文書である。

(2) 異議申立人は、本件指摘に関して、地域振興部長が関与していないことはありえず、請求文書はあるはずであると主張しているので、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在するか否かについて検討する。

(3) 上記第 4 のとおり、実施機関は、本件指摘について、口頭で地域振興部長へ説明しており、地域振興部長が本件指摘に関与していることは認められる。

(4) しかし、本件異議申立ての対象となる行政文書は、個別の事案に係る特定の役職者の指揮及び命令に関する根拠のわかる文書であり、個別の事案ごとに特定の役職者の指揮及び命令に関する根拠が記載された文書を作成することの必要性は考えにくい。

3 以上より、本件異議申立ての対象となる行政文書は存在しないとす実施機関の説明は不合理とまではいえず、他にその存在を認めるに足りる事情も認められない。

4 したがって、本件行政文書は存在しないと認められる。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年10月21日	諮問書の受理
10月30日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
11月28日	実施機関の弁明意見書を受理
12月12日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳 述等申出書を提出するよう通知
平成27年 1月13日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述等申出書を受 理
平成30年 2月21日 (第 5回 第 1小委員会)	調査審議
3月16日 (第 6回 第 1小委員会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
10月25日 (第11回 第 1小委員会)	調査審議
11月14日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井幸子、委員 庄村勇人、委員 安井信久